

F 9・0・0
令和2年4月8日

各小・中学校及び義務教育学校 保護者の皆様へ

相模原市教育委員会
教育長 鈴木 英之
(公印省略)

緊急事態宣言に伴う相模原市立小・中学校及び義務教育学校の
臨時休校延長について(お知らせ)

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言による神奈川県からの学校休校要請を踏まえ、市教育委員会としては、令和2年4月2日に決定しました全ての相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休校について、期間を延長することを決定いたしましたのでお知らせします。

なお、休校期間中における対応等につきましては、次のとおり、お願いします。

1 休校延長期間

令和2年5月6日(水)まで

2 休校中の生活について

- (1) 各ご家庭において、毎朝、体温計で熱を測り、各学校から配付しました健康観察票に、健康状態を記入してください。また、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養させてください。なお、健康観察票は、学校再開日に持参するようお願いします。
- (2) ご家庭での過ごし方を工夫し、不要不急の外出は控えさせてください。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避けさせてください。
- (3) 免疫力を高めるための十分な睡眠やバランスのとれた食事、規則正しい生活などへの配慮をお願いします。
- (4) 家庭学習の方法等については、学校グループメールや学校ホームページ、受け渡し日等を通じて、ご連絡します。各ご家庭で時間を決めて学習できるようにお願いします。
- (5) 中学校等における部活動は、実施しません。

3 給食について

- (1) 「小学校」「センター方式の中学校」「義務教育学校」に通学している場合
給食開始日や給食費の扱いについては、学校よりご連絡いたします。

(2) 「デリバリー方式の中学校」に通学している場合

ア 給食開始日については、学校よりご連絡いたします。

イ 予約済みの給食のキャンセルについては、一括して教育委員会で行います。

4 児童クラブについて

(1) 児童クラブの対応については、別途、市(こども・若者支援課)から連絡があります。

(2) 小学校又は義務教育学校の低学年の児童がいらっしゃるご家庭で、当該児童の保護者が医療従事や社会の機能を維持するために就業が必要なことから、児童の預け先などで真に困っている場合につきましては、児童クラブへの入会をご案内できますので、学校又は児童クラブにご相談ください。

5 その他

(1) 教職員は、一部の職員を除き、休校期間中も出勤していますので、ご不明な点等がありましたら、学校へご連絡ください。

(2) 児童生徒本人や保護者のみなさんの相談につきましては、青少年相談センター各相談室相談電話やヤングテレフォン相談でお受けできます。心配なことや不安なことはご連絡ください。(中央相談室：042-752-1658 南相談室：042-749-2177 城山相談室：042-783-6188 相模湖相談室：042-682-7020 ヤングテレフォン：042-755-2552)

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、次に記載する市ホームページをご参照ください。

<市ホームページ：「新型コロナウイルス感染症について」>

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1018481.html>

以上



担当

○休校、新型コロナウイルス等に関すること

学校保健課 保健班 : 042-851-3106

○給食に関すること

学校保健課 給食管理班 : 042-769-8283

○教育課程等に関すること

学校教育課 : 042-769-8284

○児童クラブに関すること

こども・若者支援課 : 042-769-9227

○児童生徒本人その保護者の方の相談に関すること

青少年相談センター : 042-769-8285